

高島市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成30年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成30年12月18日

高島市監査委員 井口 與嗣隆
高島市監査委員 澤本 長俊

1. 監査の期間

平成30年8月13日から平成30年12月13日まで

2. 監査執行年月日、監査執行対象機関名および監査実施場所

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所
平成30年10月2日	市民生活部	市民課、市民協働課、生活相談課、人権施策課	市役所本館3階 委員会室
		地域振興局	
平成30年10月3日	商工観光部	観光振興課、商工振興課	
平成30年10月4日	環境部	環境政策課、斎場、ごみ減量対策課、MICSセンター、環境センター	
	会計課		
平成30年10月29日	議会事務局		
	総務部	契約検査課	
		行財政改革推進局	行財政改革課、財政課、財産管理課
平成30年10月30日	政策部	秘書課	市役所新館3階 会議室11
	総務部	人事課、総務課、税務課、納税課	
	選挙管理委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局		
平成30年10月31日	政策部	企画広報課、総合戦略課、情報統計課	
		危機管理局	防災課、原子力防災対策室

3. 監査の範囲

平成30年度の監査実施日までにおける財務に関する事務の執行およびこれらに関連する事務の執行について監査を実施した。

また、前回監査実施後の平成29年度の財務に関する事務の執行およびこれらに関連する事務の執行についても必要に応じて監査を実施した。

4. 監査の方法

本年度の監査計画および定期監査実施計画に基づき、監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ資料の提出を求め、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

また、次の事項を重点的に監査を実施した。

- (1) 随意契約、変更契約の理由および内容の妥当性について
- (2) 公共施設の管理方針と維持管理について
- (3) 債権管理マニュアルの運用について

5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表
- 3 重点事務事業調
- 4-1 請負工事契約状況調
- 4-2 委託業務契約状況調
- 4-3 物品購入等契約状況調
- 4-4 土地・建物賃貸借契約状況調
- 4-5 指定管理施設に関する調
- 5 補助金および負担金交付状況調
- 6 過年度収入の処理状況調
- 7 公共施設の管理状況調
- 8 各種団体等事務取扱調
- 9 保管金等調
- 10 公金現金等取扱状況調
- 11 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調
- 12 懸案その他特に苦慮する業務の概要

6. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

〈共通事項〉

○債権管理マニュアルの運用について

平成28年度の定期監査において、債権管理マニュアルの整備について意見したことを踏まえ、今回の監査執行対象機関において過年度未収金が発生している債権については、マニュアルが策定されていた。しかし、事務処理全体の流れを理解できていない機関や不必要と思われる事項をマニュアルに規定し、マニュアルに沿った運用が十分にできていないところが見受けられた。このようなマニュアルを策定することは、ルーズな運用を招き、大きな問題を生じさせかねないため、事務処理の流れやマニュアルの表現、内容を再確認するとともに、必要に応じてマニュアルの見直しを図られたい。

【関係機関：債権管理マニュアルを策定している機関（納税課を除く）】

○エレベーター保守点検業務委託について

各施設のエレベーター保守点検業務委託については、通常、月1回の定期点検等の業務に加え、年1回の法定点検業務が含まれているが、法定点検についての設計金額の積算において、1回の点検にかかる費用にもかかわらず、単価に12か月を乗じた額が算出根拠となっているものが散見された。

また、これにより毎月の支出額に法定点検の費用を12か月に按分した額が含まれることになり、法定点検の費用の前払いとなる額が含まれる支出月があるため、地方自治法第232条の4第2項の契約履行を確認した後に支払う「完了払」が原則であることを踏まえ、適正な設計および支出処理となるよう改善を図られたい。

【関係機関：エレベーター保守点検業務委託のある機関】

○補助対象経費におけるポイント取得について

団体等からの補助金実績報告書を確認したところ、個人のポイントカードやクレジットカードを利用して精算されていた事例が見受けられた。

個人のポイントカードやクレジットカード利用により取得したポイントは、経済的付加価値が個人に転化されることになり不適切であると考えため、団体等へ周知、指導を図るとともに、担当機関による実績報告書類の厳正な内容確認を徹底されたい。

【関係機関：団体等へ補助金支出のある機関】

○イベント等の中止にかかるキャンセル料について

今年度は、台風等の天災により、委託事業や補助金を交付している事業のイベント等について、開催日直前に中止となる事例が多く見られた。会場設営等、開催日までに発注が済んでいたものについては、発注先との契約等に基づく割合で発生するキャンセル料を委託料または補助金から支出することは問題ないが、発注先との事前交渉により負担が少額で済んだと思われる事業や規定どおりの金

額で全額に近い金額を支払ったことから負担が大きくなった事業などがあった。

キャンセル料の発生は、団体等の責めに帰さないやむを得ない事情のものであるが、発注先のキャンセル条件を十分に確認するなど、支出金額の妥当性を検証し、適切な公金支出となるよう、団体等への周知、指導を図られたい。

【関係機関：イベントを実施している機関】

〈朽木支所〉

○市営バス運賃の管理について

都市建設部交通政策課が所管する市営バスの運行業務において、その運賃の収納は朽木支所で担っている。市営バス利用者からの運賃回収方法を確認したところ、運賃回収箱等は使用されず、運転手が利用者から手渡しで運賃を受領し、支所へ引き継がれていることから、不正行為の防止や現金の紛失等を考えると不適切な管理状態となっている。回収方法、引継方法については、交通政策課と協議の上、現金の紛失等を未然に防ぐことのできる方法となるよう改善を図られたい。

〈環境政策課〉

○自然公園にかかる管理業務委託について

自然公園にかかる管理業務委託については、例年、年度当初に契約締結の事務手続きが行われ、年間を通じて業務を委託しているものであるが、平成29年度の管理業務委託の一部において、事情はあるものの、契約締結の事務手続きを忘れ、口頭で業務が開始され、半年近く遅れて手続きが行われていたものが見受けられた。平成30年度の事務手続きについては改善されていたが、今後においても適正な手続きを徹底されたい。

○高島市未来へ誇れる環境づくり事業補助金（太陽熱温水器設置事業）について

太陽熱温水器設置にかかる補助金については、温水器本体の消費税を含む額を補助対象経費と認めている事例と消費税を除く額を補助対象経費と認めている事例が見受けられた。また、補助金額に千円未満の端数が出る場合においては端数を切り捨てた金額で補助金額の決定がされていたが、補助金交付要綱には、補助率を温水器本体の1/10以内とする規定しかなく、過去には1円単位までの金額で補助金額が決定されていたこともあり、統一した基準での補助金交付事務とは言えないことから、補助対象経費や補助金額の基準を補助金交付要綱に明記するなど、適正な補助金交付事務がなされるよう改善を図られたい。

以上